【声明】

平和憲法を破壊する「安全保障法制=戦争法案」の閣議決定に抗議します

5月14日、安倍政権は、集団的自衛権行使を容認し、自衛隊の海外派兵を際限なく可能とする「戦争 法案」を閣議決定しました。これは、「恒久平和主義」という日本国憲法の大原則を否定する重大な誤り をふくむ決定です。長野県教組は、日本を「戦争する国」に転換する「戦争法案」の閣議決定に満身の 怒りを込めて抗議します。

閣議決定された「戦争法案」は、自衛隊を随時海外派兵するための恒久法「国際平和支援法案」と、武力攻撃事態法など現行法の改正案 10 本をひとくくりにした「平和安全法制整備法案」から成ります。これらは、歴代政府が憲法 9 条のもとで否定していた集団的自衛権行使に大きく踏み出し、政府の一存で無限定に国際紛争や米国の戦争に介入するという、まさに平和憲法や立憲主義を踏みにじる法案です。しかも、日本の国会も国民もまだその是非を判断していないにもかかわらず、安倍首相が米議会演説で「夏までの成立」を公約するという、国民主権の基本原則をも無視する暴挙といえます。

アジア・太平洋戦争では、アジア諸国の人々2000万人、日本で310万人の尊い命が奪われました。日本は、この悲惨な戦争の反省に立って、憲法9条に象徴される平和憲法を制定し、平和国家として歩んできました。憲法施行当時、文部省が作成し中学1年生の教科書として使用された「新しい憲法のはなし」は、「戦争放棄」を次のように説明しています。「これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。『放棄』とは『すててしまう』ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことをほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」。平和国家として歩み始めた日本の気高い決意を、今一度思い起こすことが必要ではないでしょうか。

とりわけ私たち長野県の教職員は、7000人もの教え子を満蒙開拓青少年義勇軍として満州へ送り出し、敗戦の混乱の中で1500人もの子どもたちの命が失われてしまうという、慚愧に堪えない歴史を背負っています。二度と再び、このような歴史を繰り返すことがあってはなりません。

私たちは、先輩方から受け継いだ「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを掲げて、すべての子どもたちの成長と発達を保障する民主教育の実践を積み重ね、憲法・子どもの権利条約がいきる学校、教育、社会の実現をめざしてきました。「戦争立法」と「戦争する国づくり」への道は、こうした私たちの願いや実践を真っ向から否定するものです。

私たちは、平和を願う多くの国民のみなさんとともに、「戦争立法」を阻止し、憲法の基本原則を守りいかすとりくみに全力をつくす決意を表明するものです。

2015年5月15日

長野県教職員組合 執行委員会